

2 その他の喫煙室設置パターン

●「喫煙目的室」(喫煙する場所を提供することを主たる目的とする場合)

公衆喫煙所、シガーバー、たばこ販売店などの施設は、たばこの煙の流出防止にかかる技術的基準に適合した室内空間に限り、「喫煙目的室」を設けることができます。



20歳未満の方の立入は禁止です。

●「喫煙可能室」(経営規模が小さい飲食店に対する経過措置)

3つの要件を全て満たす飲食店については、飲食をはじめとする喫煙以外の行為やサービスの提供等を行うことができる「喫煙可能室」を設置できます。



飲食等のサービスの提供をすることができます。
20歳未満の方の立入は禁止です。

<経過措置の要件>

- ①. 2020年4月1日以前から継続して営業している
- ②. 個人経営または資本金5,000万円以下
- ③. 客席面積100㎡以下 →2025年4月以降は30㎡以下

条例に基づく努力義務

2022年4月から、従業員を雇用する飲食店は、客席面積に関わらず原則屋内禁煙に努めてください

3 よくある質問

Q.施設管理者とはどのような人が該当しますか？

A. 施設における望まない受動喫煙を防ぐための取組みについて、その方針の判断、決定を行う立場にある方をいいます。また、事実上、現場の管理を行っている方も該当します。
(例) 店長・施設長・工場長・エリアマネージャーなど

Q.カラオケ店の個室であっても、喫煙をする際には専用の喫煙室の設置が必要ですか？

A. 専用の喫煙室の設置が必要です。

Q.飲食店のテラス席などは、「屋外」・「屋内」どちらに該当しますか？

A. 外気の流入が妨げられる場所として、屋根があり、側壁により概ね半分以上覆われている部分は屋内となります。壁等の材質は問いませんがたばこの煙を通さないことが条件です。
ただし、飲食店のテラス席など、「屋根があり、側壁が概ね半分以上覆われていないなどの屋外」であっても、店内との境界が壁やガラスなどで覆われておらず店内に煙が流入する場合、屋根で覆われている箇所は屋内となります。

Q.喫煙室を設置する際の煙の流出防止の技術的基準について、喫煙室の出入口の扉に替えて、例えばカーテンで仕切られていてもよいですか？

A. 喫煙室の出入口の扉は、喫煙専用室等に向かう気流が0.2m/秒以上であれば、喫煙室の出入口の扉は必ずしも必要ではありません。ただしその他の部分は壁等により床から天井に達するまで区画されていることが必要です。

Q.施設が複数階に分かれている場合、下の階を禁煙とし、上の階を喫煙フロアにできますか？

A. たばこの煙が、喫煙できる階から喫煙をしてはならない階に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていればフロア分煙が可能です。ただし、吹き抜けの階段のように、煙が流出する場合、フロア分煙はできません。

Q.屋外に喫煙所を設置する場合に、気を付けることはありますか？

A. 屋外の喫煙所については、法律等の規制の対象外ですが、人通りの少ない場所に設置するなど、受動喫煙を生じさせないよう配慮が必要です。
なお、屋内に喫煙室を設置する場合も、同様の配慮をお願いします。

受動喫煙防止対策

屋内禁煙ガイド

施設管理者向け

なくそうよ！
受動喫煙



施設管理者のみなさん!!
受動喫煙防止のための対策
できていますか？

大阪府では府民の健康を守るため、2018(平成30)年7月の「健康増進法」の改正を受け、法を上回る基準の「大阪府受動喫煙防止条例」を制定し、望まない受動喫煙を生じさせることのない環境づくりを進めています。2020(令和2)年4月から、新しいたばこのルールがスタートしています。



原則屋内禁煙

屋内での喫煙は専用の喫煙室のみ



20歳未満の方は

喫煙エリア立ち入り禁止



喫煙室を設置する場合

標識の掲示を義務付け

お問い合わせ先 「改正健康増進法」や「大阪府受動喫煙防止条例」に関する問い合わせは、以下をご利用ください。

大阪府受動喫煙防止対策相談ダイヤル 電話 06-6944-8224 受付時間 月曜～金曜日/9:30～18:00

大阪府健康医療部健康推進室 健康づくり課

※ 祝日・年末年始(12月29日から翌年1月3日)は除く



施設の管理者の方は、その施設において受動喫煙を防止する責務があります。
喫煙してはいけない場所では「喫煙するための器具等を設置しない」、「喫煙者に対し、喫煙の中止を
求める」など、受動喫煙防止のための取組みを行ってください。
その他、施設管理者の方の責務についての詳細は、この「屋内禁煙ガイド」をご覧ください。

2020年4月から、オフィスや事務所、飲食店等の屋内は、 **原則禁煙**になりました。

原則屋内禁煙

オフィス・事業所・事務所、工場、ホテル・旅館、
鉄道、その他の施設等

<規制の対象外>

- ・屋外
- ・ホテルの客室・社員寮の個室など、
居住または宿泊を行う私的に
利用される場所

ただし、法令の基準に適合する「**喫煙専用室**」または「**加熱式たばこ専用喫煙室**」を設置した場合に
限り、喫煙が可能です。

また一定の要件を満たした飲食店等は、店内を喫煙にできる場合があります。詳しくは、「**2**その
他の喫煙室設置パターン」をご確認ください。

1 設置可能な喫煙室

設置できる喫煙室は、「**喫煙専用室**」または「**加熱式たばこ専用喫煙室**」(以下、喫煙専用室等)です。

●「喫煙専用室」(紙巻きたばこを吸える喫煙エリアを作りたい場合)

すべてのたばこが喫煙できますが、
飲食をはじめとする喫煙以外の行為やサービスの提供等を行う
ことはできません(たばこを吸うためのスペース)。

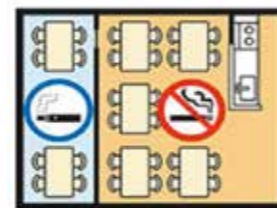


○ たばこ全般喫煙可能
× 飲食の提供等不可
屋内の一部に設置可

- ▶ 飲料用自動販売機の設置もできません。
- ▶ 屋内の一部の場所に設置が可能です。施設の全部の場所を喫煙専用室とすることはできません。

●「加熱式たばこ専用喫煙室」(喫煙しながら喫煙以外のことができるエリアを作りたい場合)

飲食をはじめとする喫煙以外の行為やサービスの提供等を行
うことができますが、喫煙できるたばこは加熱式たばこに
限定されます。



△ 加熱式たばこに限定
○ 飲食の提供等可能
屋内の一部に設置可

- ▶ 飲料用自動販売機の設置可。
- ▶ 屋内の一部の場所に設置が可能です。施設の全部の場所を加熱式たばこ専用喫煙室とすることはできません。

施設管理者の責務

「喫煙専用室」、「加熱式たばこ専用喫煙室」を設置する場合、施設管理者の方は下記を遵守してください。

1. たばこの煙の流出防止措置

- 喫煙専用室等の構造及び設備は、たばこの煙の流出防止のため、**以下の3つの技術的基準に適合するよう維持してください。**

- ① 出入口において喫煙室の外側から内側に流入する空気の気流が0.2m/秒以上であること
- ② たばこの煙(加熱式たばこの蒸気を含む。)が喫煙室の中から施設の屋内に流出しないよう、壁・天井等によって区画されていること
- ③ たばこの煙が施設の屋外に排気されていること

2. 20歳未満の方は、喫煙エリアへは立入禁止

- 20歳未満の方については、たとえ喫煙を目的としない場合であっても、喫煙エリアへ一切立入禁止になります。
- 従業員であっても立ち入らせることはできません。

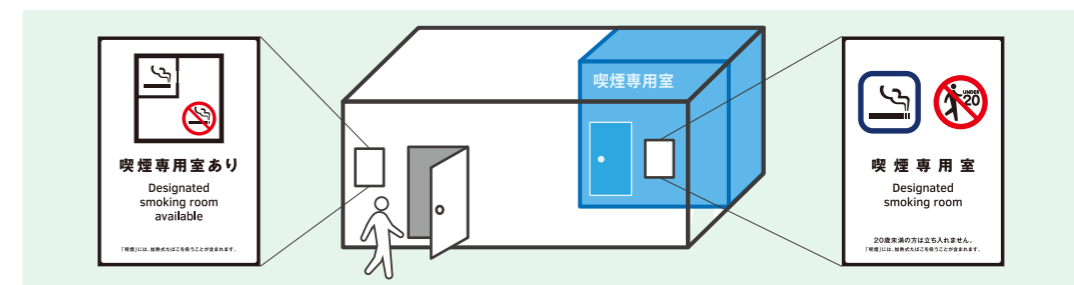


3. 標識の掲示義務について

- 喫煙室の出入口とその施設の主な出入口の見やすい場所に、標識を掲示しなければなりません。
- 施設内を禁煙にした場合は、直ちに標識を除去してください。



・厚生労働省のホームページからダウンロードできます。
・英語、中国語、韓国語の標識もあります。
(<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/sign/>)



4. 従業員への受動喫煙防止対策

- 従業員の受動喫煙を防止するための措置を講ずるよう努めることが必要です。
- 従業員の募集や求人申込みの際は、どのような受動喫煙防止対策を講じているかについて明示する必要があります。

5. 広告・宣伝(加熱式たばこ専用喫煙室設置の場合)

ホームページや看板等で広告や宣伝を行うときは、「加熱式たばこ専用喫煙室」を設置している旨を
あわせて明らかにしてください。

義務違反時の罰則の適用について

健康増進法・大阪府受動喫煙防止条例に違反すると罰則の対象となることがあります。

義務違反	施設管理者への過料
喫煙禁止場所に灰皿等を設置した場合	50万円以下
喫煙室の技術的基準が不適合な場合	50万円以下
標識の掲示が不適切な場合	50万円以下
行政が行う立入検査を拒んだり、虚偽の報告をした場合	20万円以下